

平成29年(ワ)第100号 伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

決 定 要 旨

主 文

- 1 本件各抗告をいずれも棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由 の 要 旨

1 事案の概要

本件は、愛媛県内に居住する抗告人らが、相手方が設置、運転する伊方発電所の3号機（以下「本件3号機」という。）の安全性に欠けるところがあり、地震、火山の噴火、津波等に起因する過酷事故を生じる可能性が高く、そのような事故が起これば外部に多量の放射性物質が放出されて抗告人らの生命、身体、精神及び生活に関する利益等に重大かつ深刻な被害が発生するおそれがあると主張して、相手方に対し、人格権による妨害予防請求権に基づき、本件3号機の原子炉の運転の差止を命じる仮処分を申し立てた事案である。

本件の争点は、①差止請求の要件等、②基準地震動策定の合理性、③耐震設計における重要度分類の合理性等、④使用済燃料ピットの安全性、⑤制御棒に関する安全性、⑥地すべり及び液状化に対する安全性、⑦津波に対する安全性、⑧火山の影響に対する安全性、⑨テロリズム対策、⑩重大事故等対策、⑪その他の本件3号機の安全性に関する問題点、⑫避難計画の合理性、⑬保全の必要性である。

2 差止請求の要件等

抗告人らが主張する、本件3号機の安全性の欠如に起因する放射線被曝という侵害行為の態様、当該侵害行為によって受ける抗告人らの被害の甚大性、不可逆性、長期継続性等に鑑みると、そのような侵害行為を排除するため、人格権に基づく妨害予防請求としての本件3号機の運転の差止請求が許容されることがあると解される。もつとも、原子力発電所の事故を防止するために想定される最高水

準の対策を講じたとしても、現代科学では、原子炉が運転する期間内にどの程度の規模の自然災害が発生する可能性があるかを的確に予測することは不可能とされている。最大規模の自然現象の発生頻度（発生確率ないしリスク）が零になることがない以上、そのようなリスクを許容するか否か、許容するとしてどの限度まで許容するかは、社会通念を基準として、発電用原子炉の事故発生の危険性が社会的に容認できる水準以下であるか否かを判断するほかないというべきである。

本件3号機については、新規制基準の下、平成25年7月に原子炉設置変更許可申請がされ、これに対し、原子力規制委員会は、適合性審査を行って新規制基準に適合する旨の判断を示し、平成27年7月から平成28年4月にかけて原子炉設置変更許可、工事計画認可及び保安規定変更許可がされている。したがって、本件において、相手方は、新規制基準に不合理な点がないこと並びに本件3号機が新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の判断に不合理な点がないことないしその調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことを主張、疎明することができれば、本件3号機が抗告人らの生命等に直接的かつ重大な被害を与える具体的危険性が存在しないといえる。これに対し、抗告人らは、相手方の上記主張、疎明を妨げる主張、疎明を行うことができ、それが功を奏した場合には、新規制基準に不合理な点があり、又は、当該発電用原子炉施設が新規制基準に適合するとして原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があることが事実上推定されるというべきである。

3 基準地震動策定の合理性

基準地震動に関する新規制基準の定めは、最新の科学的、専門技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるという改正原子炉等規制法の趣旨に合致するもので、その内容自体に不合理な点はない。

そして、相手方は、内陸地殻内地震、海洋プレート内地震及びプレート間地震について、それぞれ、応答スペクトルに基づく地震動評価と断層モデルを用いた

手法による地震動評価を行った上、震源を特定せず策定する地震動についても検討し、最大加速度は、水平動が最大のもは650ガル、鉛直動が最大のもは485ガルとなったところ、それらの内容は、原子力規制委員会が策定した地震ガイドに沿うものであるし、地震調査委員会が作成した震源断層を特定した地震の強震動予測手法（レシピ）や中央構造線断層帯長期評価等の最新の科学的、専門技術的知見に照らしても相当と認められる。

4 火山の影響に対する安全性

原子力規制委員会は、原子力発電所の火山影響評価ガイド（火山ガイド）を策定していたところ、原子力規制庁は、平成30年3月7日、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（火山ガイド）における設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価に関する基本的な考え方について」と題する文書（以下「基本的な考え方」という。）をまとめた。「基本的な考え方」は、噴出物が数十km³を超える巨大噴火については、現在の火山学の知見に照らして火山学的調査を十分に行った上で、火山の現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないことが確認でき、かつ、運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的根拠があるとはいえない場合は、少なくとも運用期間中は、巨大噴火の可能性が十分小さいと判断すること、巨大噴火以外の火山活動については、その活動の可能性が十分小さいと判断できない場合には、当該検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模を用いることなどを内容とするものである。「基本的な考え方」は、原子力規制委員会がこれまで火山ガイドに従って立地評価及び影響評価の審査をしてきたところと整合する上、現在の我が国の法令等の社会通念にも合致することなどから、合理性がある。したがって、火山ガイドも、「基本的な考え方」を踏まえて解釈適用する以上は、合理性がある。

阿蘇について、本件3号機の運用期間中にVEI7程度の破局的噴火が生じる可能性が相応の根拠をもって示されているとまではいえないから、本件3号機が火山の影響に対する安全性の確保の観点から立地不適とは考えられないとした原

原子力規制委員会の判断は合理性がある。相手方は、伊方発電所において考慮すべき降下火砕物の厚さを評価するに当たり、検討対象火山はいずれも巨大噴火直前の状態ではないことから、各検討対象火山の最後の巨大噴火以降の最大規模の噴火として九重第一軽石（VEI 5）を検討対象とすることとし、原子力安全に対する信頼向上の観点から、既存の知見を上回る噴出量を考慮するとともに、降下火山灰シミュレーション等で検討した結果、降下火砕物の厚さを保守的に15cmと評価したことが認められる。このような評価手法は、「基本的な考え方」を踏まえた火山ガイドの趣旨に合致するものであって、合理性を有する。

5 その他の争点

その他の争点についても、それらに関する新規制基準の内容が不合理であるということとはできず、また、そのような自然災害や各種の事象等に対する本件3号機の安全性等について新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落はないと認められ、抗告人らの主張は理由がない。

6 避難計画について

現行法制度の下において、原子力事業所周辺の住民の避難計画の作成等は、基本的に市町村の責務とされており、発電用原子炉の設置運転等に関する規制の対象とはされていない。そうすると、発電用原子炉施設に起因する原子力災害に係る住民の避難計画については、これが全く存在しないか又は存在しないのと同視し得るにもかかわらずあえて当該発電用原子炉施設を運転等するような場合でない限り、当該避難計画が合理性ないし実効性を欠くものであるとしても、その一事をもって直ちに、当該発電用原子炉施設が安全性に欠けるところがあるとして、当該発電用原子炉施設を設置、運転等する原子力事業者による周辺住民等の人格権（生命、身体に係る権利）に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできないと解すべきである。そして、伊方地域の緊急時対応については、伊方地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針に照らし、具体的かつ合理

的であると確認された上、原子力防災会議においても、上記確認結果の報告が行われ、了承されたものであるから、本件避難計画等の内容等からして本件3号機に起因する原子力災害の発生等に対する周辺住民の避難計画が存在しないのと同視し得るということとはできない。したがって、本件避難計画の下において相手方が本件3号機を運転等することをもって、直ちに事業者である相手方による抗告人らの人格権に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない。

伊方発電所は、佐田岬半島の付け根に立地しており、住民の中には、高齢者、避難行動要支援者、幼児・児童等が多数含まれており、わが国の他の原子力発電所に比較しても、いったん、本件3号機で過酷事故が発生した場合の避難には困難が予想されるところである。しかるに、伊方発電所の事故に関する避難計画には、民間バス会社に避難活動の協力を要請することができないことがあると明記されている点、伊方発電所が全面緊急事態となって海路避難を行う場合の輸送能力に懸念がある点、屋内退避を実施する際の放射線防護施設が住民の人数に比較して不足している点で、不十分であると思われる。

しかしながら、本件避難計画は、存在しないのと同視し得るようなものとは認められないから、相手方が抗告人らの人格権を侵害するおそれがあるとはまではいえない。

もっとも、事案の性質に鑑み付言するに、現状の避難対策には、対策が不十分で、改善が必要な部分が見られるのであるから、本件仮処分の結論とは別に、市町村、都道府県及び国において、適宜相手方と協議するなどして、早急に周辺住民の避難対策に万全を期すべきことはいうまでもなく、この点の対策は、火山における破局的噴火や巨大噴火の場合のように、社会通念を理由に、先送りにすることは到底許されるものではない。

7 まとめ

本件の争点②～⑪について、新規制基準に不合理な点があるとはいえず、本件3号機が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断が不合理であると

いうことはできない。また、本件の争点⑫について、現状の避難計画等の下において相手方が本件3号機を運転等することをもって、抗告人らの人格権に対する違法な侵害行為のおそれがあるということとはできない。

したがって、抗告人らの本件仮処分命令の申立ては、被保全権利について疎明を欠くことに帰するから、その余の争点について判断するまでもなく理由がなく、これと同旨の原決定は相当であって、本件各抗告はいずれも理由がない。

高松高等裁判所第2部

以上